重要事項説明書(訪問介護)

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、介護保険の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 ケアサポート ふきのと	⁵	
主たる事務所の所在地	〒393-0061 諏訪郡下諏訪町3134-7		
代表者(職名・氏名)	代表取締役 田 嶋 彰		
設立年月日	平成19年 4月 1日		
電話番号	0 2 6 6 - 2 8 - 5 3 0 7		
指定年月日・事業所番号	平成19年 4月 1日指定	2072300524	
事業の実施地域	諏訪市、下諏訪町、岡谷市		
管理者の氏名	湯 田 永 子		

2. 事業の目的と運営の方針

	要介護又は要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可能な限
事業の目的	り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保
尹未の日的	及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居
	宅サービス又は介護予防サービスを提供することを目的とします。
	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その
	他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域
運営の方針	の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要介
	護状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のた
	め、適切なサービスの提供に努めます。

3. 提供するサービスの内容

訪問介護(又は介護予防、日常生活支援総合事業)は、訪問介護員等が利用者のお宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の世話を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

① 身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を		
	高めるための介助や専門的な援助を行います。		
	例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、		
	清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助、通院・外出介助など		
② 生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の援助を行います。		
	例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など		

4. サービス提供日等

サービス提供 日(営業日・

営業時間)

月曜日から金曜日まで、ただし年末年始(12月29日から1月3日)は、休業とします。

午前8時30分から午後5時30分まで

ただし、上記時間外については、対応可能な体制を整えるものとします。

5. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。 サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出くださ

サービス提供責任者の氏名 湯 田 永 子

6. 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

6. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、<u>原則として基本利用料の1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割))の額</u>です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

なお、介護報酬の改定により利用料の変更が生じる場合は、文書にてお知らせいたします。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

	サービスの内容 1回あたりの所要時間	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
	20分未満	1,670円	167円
身体	20分以上30分未満	2,500円	250円
介護中	30分以上1時間未満	3,960円	396円
心型	1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円
	1時間30分以上	30分増すごとに840円を加算	30分増すごとに84円を加算
	続き「生活援助中心型」を算 る場合	25分増すごとに670円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上 の場合に限る。)	25分増すごとに67円を加算
生活	20分未満		
生活援助中	20分以上45分未満	1,830円	183円
心型	45分以上	2,250円	2 2 5 円

(注1) 「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、<u>同時に</u> <u>2人の訪問介護員等</u>がサービス提供した場合は、上記基本利用料の<u>2倍の額</u>となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

		加算	額
加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担 金(自己負 担1割の場 合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、	夜間 (18時~22時) 又は早朝 (6時~ 8時) にサービス提供する場合	上記基本部分	分の25%
深夜加算	深夜(22時〜翌朝6時)にサービス提供 する場合	上記基本部分	分の50%

介護職員処遇改善加算 I ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の13.7% (基本料金+各種加算減算)
訪問介護ベースアッ	火ま物質の質点亜ルも連を子担入	1月の利用料金の2.4%(基本
プ等支援加算	当該加算の算定要件を満たす場合	料金+各種加算減算)

(2)介護予防・日常生活支援総合事業の利用料 介護訪問型(訪問型サービス独自)

【基本部分】

サービスの内容 ※身体介護及び生活援助のみ (1月あたり)		※身体介護及び生活援助のみ 基本利用料 ※(注1)参照	
訪問型独自サービス I	1週間に <u>1回程度</u> の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	11,760円	1,176円
訪問型独自サービス Ⅱ	1週間に <u>2回程度</u> の介護予防訪問 介護が必要とされた場合	23,490円	2,349円
訪問型独自サービス Ⅲ	1週間に <u>3回程度以上</u> の介護予防 訪問介護が必要とされた場合 (要支援2の利用者のみ対象)	37,270円	3,727円

- (注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の<u>支給限度額を超えて</u>サービスを利用する場合は、<u>超えた額の全額</u>をご負担いただくこととなりますのでご留意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

		加算額	
加算の種類	加算の要件	基本利用料	利用者負担金 (自己負担1 割の場合)
訪問型独自サービス 初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2,000円	200円
訪問型独自サービス 生活機能向上連携 加算 I	指定介護予防訪問リハビリテーション事業所 の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が 指定介護予防訪問リハビリテーションを行っ た際にサービス提供責任者が同行し、共同し て利用者の心身の状況等を評価した上で生活 機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画 を作成し、サービス提供した場合(1月につ き)	1,000円	100円
訪問型独自サービス 介護職員処遇改善 加算 I ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 本料金+各種	をの13.7%(基 重加算減算)
訪問型独自サービス ベースアップ等支援 加算	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金 料金+各種	たの2.4%(基本 加算減算)

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) 支払い方法

上記の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた 後、15日以内に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等		
サービスを利用した月の翌月の15日(祝休日の場合は正口座引き落とし、 カルルルドカス・カンドカンド			
日生月で得てし	に、あなたが指定する口座より引き落とします。		
現金払い	サービスを利用した月の翌月の15日(休業日の場合は直前の営業日)		
光並741	までに、現金でお支払いください。		

7. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名 (利用者との続柄)	
(家族等)	電話番号	

8. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員(又は地域包括支援センター)及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

9. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	$0\ 2\ 6\ 6 - 2\ 8 - 5\ 3\ 0\ 7$
	面接場所	当事業所の相談室

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	下諏訪町健康福祉課	電話番号	0 2 6 6 - 2 7 - 1 1 1 1
- 1145 414 by 154	長野県国民健康保険団体連合会	電話番号	0 2 6 - 2 8 5 - 1 5 8 0

10. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 項目「6. 訪問介護員の禁止行為」に当たることは行いません。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに 担当の介護支援専門員 (又は地域包括支援センター) 又は当事業所の担当者へご連絡くだ さい。

11. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 サービス提供責任者 湯田 永子

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談員を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

12. 秘密の保持と個人情報の保護につ	υ· C
① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	ア 事業者は、利用者の個人情報について「個人 情報の保護に関する法律」、「個人情報の保
	護に関する法律についてのガイドライン」及
	び「医療・介護関係事業者における個人情報
	の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守
	し、適切な取扱いに努めるものとします。
	イ 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業
	者」という。)は、サービス提供をする上で
	知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な
	理由なく、第三者に漏らしません。
	ウ また、この秘密を保持する義務は、サービス
	提供契約が終了した後においても継続しま
	す。
	エ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者
	又はその家族の秘密を保持させるため、従業
	者である期間及び従業者でなくなった後にお
	いても、その秘密を保持するべき旨を、従業
	者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	ア 事業者は、利用者から予め文書で同意を得な
	い限り、サービス担当者会議等において、利
	用者の個人情報を用いません。また、利用者
	の家族の個人情報についても、予め文書で同
	意を得ない限り、サービス担当者会議等で利
	用者の家族の個人情報を用いません。
	イ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人
	情報が含まれる記録物(紙によるものの他、
	電磁的記録を含む。)については、善良な管
	理者の注意をもって管理し、また処分の際に
	も第三者への漏洩を防止するものとします。
	ウ 事業者が管理する情報については、利用者の
	求めに応じてその内容を開示することとし、
	開示の結果、情報の訂正、追加又は削除を求

められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用 目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うも のとします。(開示に際して複写料などが必要 な場合は利用者の負担となります。)

13. 身分証携行義務

訪問介護員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又は利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14. 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

16. サービス提供の記録

- (1) 指定訪問介護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また、利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- (2) 指定訪問介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は契約を終了した日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

18. 第三者評価実施の有無

当事業所は、第三者評価を実施していません。

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者所在地諏訪郡下諏訪町3134-7

事業者(法人)名 ㈱ケアサポートふきのとう

代表者職·氏名 代表取締役 田 嶋 彰 印

説明者職・氏名 管理者 湯 田 永 子 印

私は、上記の重要事項について説明を受け同意します。

また、個人情報に関して、株式会社ケアサポートふきのとう訪問介護事業所がサービス計画 作成、サービス担当者会議、各サービス担当者等サービスを受ける上で必要な情報につい て、私や私の家族等に係る個人情報を用いることに同意いたします。 この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

利 用 者 住 所

氏 名

囙

代理人

住 所

本人との続柄

氏 名

印

立会人住所

氏 名

印